

第15.1章 アフリカ豚コレラウイルス 感染症 (改正案)

-概要-

アフリカ豚コレラ (ASF) 家畜伝染病 とは

- ✓ ヒメダニ属のダニと豚・イノシシ類及びイボイノシシなどの野生豚の感染症。
- ✓ 病原体は、アフリカ豚コレラウイルス (ASFV)
- ✓ 病状は甚急性～慢性まで多岐にわたる。
甚急性では突然死、急性では発熱、粘血便等を呈し100%死亡する。
- ✓ ワクチン及び治療薬は存在しない。



【全身の出血性病変、チアノーゼ】



【死体を処分する様子】

アフリカ豚コレラ (ASF) 家畜伝染病 とは

- ✓ 豚・イノシシ間の直接接触、残飯に含まれる感染した肉片の摂食、ヒメダニ属の吸血によって伝播する。
- ✓ アフリカ等で常在化していたが、2007年以降、ロシア、ウクライナ、ポーランド等でも発生が確認され、アジア地域への侵入が懸念されている。



【欧州・ロシアにおけるアフリカ豚コレラの発生拡大状況】

前回の総会における議論

多くの加盟国が改正案を支持する一方、中国が強く反対し、韓国が中国を支持。

中国及び韓国は、第2条中の、野生動物における発生によらず、家畜の豚に由来する物品は安全であるとする最後の段落を削除すべきと主張。

最終的には、議長判断により、今後、具体的な検討を専門委員会のほか中国及び韓国を加えて行うこととして採決に踏み切り、その場では案どおり採択された。

改正案のポイント その1

第85回OIE総会における議論を踏まえ以下のとおり改正

第15.1.2条 国、地域又はコンパートメントにおけるアフリカ豚コレラのステイタスの決定のための一般原則

→「野生豚での発生があっても、豚由来物品の輸出に影響はない」旨の削除

第2条 国、地域又はコンパートメントのASFステイタス 決定のための一般基準(抜粋)

追加、削除

~~野生又は野生化若しくはアフリカ野生豚類のASFV感染が通報されても、本条の規定を遵守する国からの、家畜又は飼育野生豚の産品を本章の関連する条項に従って安全に貿易することができる。~~

改正案のポイント その2

第15.1.1bis条 安全物品

→安全な製品として缶詰肉製品及びゼラチンを規定

第15.1.22条 肉中のアフリカ豚コレラウイルス不活化措置

→措置条件から「Fo値3.00以上※の密閉容器による加熱処理」を削除

※Fo値3.00とは、121℃で3分間加熱したときと同等の加熱処理上件を指す。

第1 bis条 安全物品（新規条）

追加、削除

安全な物品

以下に掲げる物品の輸入または移動を監督する際、輸出国及び地域のASFステータスにかかわらず、獣医当局はASFに関するいかなる条件も課してはならない。

1) 缶詰された肉

2) ゼラチン

第22条 肉中のASFVの不活化方法

追加、削除

肉中のASFV不活化のため、以下の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

1. 加熱処理

肉は、~~以下のいずれかひとつを受けるものとする。~~

~~a) F_0 値3.00以上の密閉容器による加熱処理~~

~~b) 当該肉全体が最低70°Cの温度に達する少なくとも30分間の加熱処理を受けるものとする。~~

2. 乾燥保存豚肉

(省略)